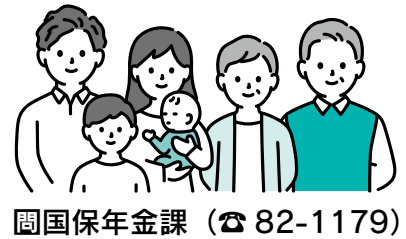


国民健康保険料の 保険料率が決まりました



国民健康保険料の算定方法と令和4年度の保険料率

$$1 \text{ 年間の保険料} = \text{医療分} + \text{後期高齢者支援分} + \text{介護分} \times 1$$

	医療分	後期高齢者支援分	介護分
所得割※2	8.3%	2.5%	2.0%
均等割 (被保険者1人につき)	23,400円	6,900円	6,300円
平等割 (1世帯につき)	21,000円	6,300円	4,200円
賦課限度額	650,000円	200,000円	170,000円

※1 介護分…世帯内の国保加入者の中に40歳から64歳までの人がいない場合はかかりません。

※2 所得割…国保加入者全員の前年の所得金額から基礎控除額を引いた額に表中の料率をかけて算出した額です。

保険料軽減制度

前年の所得が表中の基準以下の場合、所得に応じて均等割額と平等割額が軽減されます。

軽減割合	所得基準
7割軽減	世帯主と国保加入者の総所得が43万円+(給与所得者等※3の数-1)×10万円以下
5割軽減	世帯主と国保加入者の総所得が43万円+(給与所得者等※3の数-1)×10万円 +28.5万円×(被保険者数※4)以下
2割軽減	世帯主と国保加入者の総所得が43万円+(給与所得者等※3の数-1)×10万円 +52万円×(被保険者数※4)以下

※3 給与所得者等…次の①②のいずれかに該当する人

①給与収入が55万円を超える人(給与に専従者控除のみなし給与や青色事業専従者給与は含まない)

②65歳未満で公的年金等の収入金額が60万円を超える人、または65歳以上で公的年金等の収入金額が110万円を超える人。ただし、65歳以上の人には15万円の控除が適用されるため、公的年金等の収入金額が125万円を超える場合に給与所得者等と判断する。

※4 被保険者数…同じ世帯の中で、国民健康保険から後期高齢者医療の被保険者に移行した人を含みます。

保険料の納付が困難な人へ

次に該当する人は、保険料の免除等を受けられる場合があります。要件等詳しくは、お問い合わせください。

- 失業等により収入が減少し、保険料の納付が困難な人
- 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した人

申請手続不要

未就学児に係る均等割額の減額

令和4年度から、国民健康保険に加入している子ども(未就学児)の均等割額の一部を減額します。

市役所に出向かずに

便利で簡単！保険料のお支払い方法



- 口座振替 口座振替での納付を希望する人は、通帳と届出印を持参して、世帯主名義の預貯金口座のある金融機関で申し込んでください。
- コンビニ納付【手数料無料】 利用できる店舗は、納付書の裏面に記載しています。なお、金額を訂正したもの、金額が30万円を超えるもの、納期限を過ぎたもの、破損・汚損等でバーコードが読み取れない納付書はコンビニで使用できません。
- スマホ決済【手数料無料】 通知書に印字されたバーコードをスマートフォンで読み取ることで、自宅等にいながら保険料を納付できます。対象のスマートフォンアプリは、PayPay、LINE Pay、PayBです。